

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年1月まで  
② 昭和48年4月から49年3月まで  
③ 昭和57年2月から59年3月まで

申立期間①について、私は、昭和27年ごろから、自宅で店を開いており、二人の妹がその店を手伝ってくれていた。国民年金については、子供のころからよく知っているAさんの勧めにより、昭和36年4月に加入した。当時、自治会が国民年金保険料を集金しており、私の国民年金保険料については、店に集金に来ていたAさんに妹二人の保険料と一緒に納付していた。ところが、妹二人の年金記録があるのに私だけ年金記録が無く、納得できない。

申立期間②について、私は、昭和48年から49年ごろ、市の公民館で、同市の職員に、納付が遅れていた国民年金保険料をさかのぼって3万円から4万円程度まとめて納付した。ところが、未納期間が生じないように納付したにもかかわらず、さかのぼって納付した期間のうち、申立期間②のみが未納期間とされており、納得できない。

申立期間③について、私と息子は、当該期間が保険料納付の免除を受けた期間とされていることを社会保険事務所で聞かされ、大変驚いた。当該期間の国民年金保険料については絶対に納付しており、納得できないので、後日、息子と一緒に社会保険事務所で説明を求めたが、一方的に免除を受けたはずだと決めつけられた。その時まで免除という言葉すら聞いたことがない私が保険料の免除手続を行うことはあり得ない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、昭和48年から49年ごろ、市の公民館で、同市の職員に、納付が遅れていた国民年金保険料をさかのぼって3万円から4万円程度まとめて納付したと主張しているところ、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号が49年3月に払い出されていることが確認できる上、同社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票によると、申立期間②の直前の期間である44年8月から48年3月までの期間について、44年8月から46年3月までの期間が49年12月3日に特例納付により、46年4月から47年3月までの期間が49年3月27日に過年度納付により、47年4月から48年3月までの期間が49年12月3日に過年度納付により、それぞれ納付され、また、申立期間②の直後の昭和49年度からは現年度納付が行われていることが確認できる。

さらに、昭和49年12月3日に納付されたことが確認できる保険料と申立期間②の保険料を同日に過年度納付したとする場合の保険料の合計額は3万1,950円であり、申立人がまとめて納付したとする保険料額とほぼ一致することから、申立人は、申立期間②についても国民年金保険料を納付したものと考えるのが自然である。

加えて、申立期間②の12か月間について過年度納付した場合の保険料額は合計7,650円（昭和48年4月から同年12月までの保険料月額は550円、49年1月から同年3月までの保険料月額は900円）で、第2回特例納付により12か月間納付した場合の保険料額1万800円（保険料月額は900円）より低額となることから、申立期間②を未納としたまま特例納付を行ったとするのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人は、昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、申立人の二人の妹と一緒に国民年金保険料を納付したと主張しているが、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿により、上記の国民年金手帳記号番号の払出し以前に、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が39年11月に払い出されていることが確認でき、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間①の一部は時効により納付できない期間となる。また、同払出簿により、申立人の二人の妹の国民年金手帳記号番号は、36年2月に連番で払い出されていることが確認できるものの、その前後に申立人に係る国民年金手帳記号番号の払出しが確認できないなど、申立人が二人の妹と同時期に国民年金に加入し、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録及び社会保険事務所が保管する国民年金被保険者原票において、当該期間は申請免除期間とされている上、市が保管する収滞納一覧表においても、申請免除期間であることを示す「シ」の記号が記載されていることが確認でき、記録に不自然な点は

見当たらない。また、申立人には、当該期間の国民年金保険料額の記憶が定かでないなど納付状況が不明である。

このほか、申立人が申立期間①及び③に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から46年3月まで

私は、夫と同じく昭和42年に国民年金に加入し、同様に国民年金保険料を納付してきたのに、申立期間について、私だけ未納となっていることに納付できない。このころはそろそろ子供を産むつもりで、夫が職人だったこともあり、将来の生活を考えて国民年金保険料を納付していた。なお、当時は旧姓で納付していた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降、60歳から65歳に達するまでの任意加入期間を含め、国民年金加入期間の保険料をすべて納付している上、申請免除期間についても、後年、追納していることが確認でき、数度にわたる転居に際しても適切に手続を行うなど、申立人の納付意識は高いことがうかがわれる。

また、申立人は、夫婦の加入手続や保険料の納付については専ら申立人が行い、申立期間についても夫と一緒に納付してきたと主張しているところ、申立期間の保険料について、申立人の夫は納付済みとなっており、さらに、申立期間の直後の昭和46年度分の保険料の追納についても夫婦同日(昭和54年5月17日)に行われていることが確認できるなど、夫と一緒に納付したとする申立人の主張の信憑<sup>びよう</sup>性は高く、申立期間について、申立人も保険料を納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から59年9月まで

私は、結婚後、婦人会の人に勧められて昭和49年12月に国民年金に加入し、国民年金保険料を婦人会の人に納付していた。57年3月にA市に転居した後は納付書になったが、59年11月末に、生命保険会社に勤務していた姉の勧めで民間の個人年金及び終身保険に入るために国民年金を止める手続をするまでは、ずっと国民年金保険料を納付していた。

一昨年に社会保険事務所で将来の年金額を確認したところ、国民年金保険料が未納となっている期間があることを知った。当時、納付した際に受け取った領収書は、家を建て替えた際に処分してしまったが、申立期間の国民年金保険料は納付してきたはずなので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年12月に国民年金に任意加入して以降、59年11月に国民年金被保険者資格を喪失するまでの期間において、申立期間を除き国民年金保険料を未納無く納付しており、納付意識が高いことがうかがえる。

また、申立人は、国民年金被保険者資格を喪失した翌月の昭和59年12月に民間の個人年金と終身保険に加入している。個人年金はすぐに解約しているものの、終身保険については月額保険料1万2,275円を23年間完納していることから、この半額程度であった申立期間当時の国民年金保険料（月額5,220円から6,220円まで）については納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録により、申立人は、申立期間の直後、国民年金被保険者資格を喪失する前月の昭和59年10月分の国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるが、社会保険事務局によると、1か月分のみを過年度納付書を発行することは考え難いとしており、仮に申立期間の国民年金保険

料が現年度納付されていなかったとしても当該期間に係る過年度納付書が発行されていたと考えられ、納付意識の高い申立人であれば納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年7月から39年3月まで  
② 昭和41年4月から同年8月まで

申立期間①については、昭和36年に国民年金制度ができた時、私が厚生年金保険に加入していることを知らないまま、父親が国民年金に加入してくれた。その時に納付した国民年金保険料について記録したカードを結婚する時に父親からもらったが、その後の度重なる転居で紛失した。

申立期間②については、結婚してA市に住んでいたため、市役所支所で国民年金保険料を納付した。何回か納付したとき、「結婚しているのならこれは必要無し、夫の厚生年金保険に含まれるから」とのことで上記のカードは没収されました。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和41年4月について、申立人は、B町に居住しており、同町の昭和41年度国民年金被保険者名簿及び納付状況記録表によれば、同月の国民年金保険料は納付済みと記録されており、申立人は当該月の国民年金保険料を納付したと考えられる。

一方、申立期間②のうち、昭和41年5月から同年8月までの期間について、申立人は、同年5月17日にB町からA市に転居し、任意加入の手続を行ったとしているが、申立人には、当時のA市の収納方法である印紙検認方式や国民年金手帳の記憶が無く、納付状況が不明である。

また、申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年



6月に払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間の一部は時効により納付できない期間となる上、36年ごろに上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出され、国民年金の加入手続を行っていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、申立人自身は加入手続や国民年金保険料の納付に直接関与していないため、その状況が不明である。

さらに、申立期間①のうち、昭和36年7月から37年7月までの期間について、申立人は、C市に居住しており、申立人の父親がB町で国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間①、及び申立期間②のうち昭和41年5月から8月までの期間について、申立人が当該期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで  
② 昭和46年1月から同年3月まで

国民年金の加入手続は、昭和39年ごろ、勤務していた会社の社長の妹婿である社会保険事務所の職員が会社に来た際、この職員を通じて行った。国民年金保険料については、妻が自分の保険料と一緒に、市役所又は郵便局において納付書に現金を添えて納付した。申立期間のうち、36年4月から39年3月までの国民年金保険料については、国民年金に加入した以降で厚生年金保険に加入するまでの時期にさかのぼってまとめて納付したように記憶している。国民年金の加入手続をしてから保険料納付が滞っていたことは無いので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、当該期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、その前後を通じて住所や仕事等生活状況に大きな変化が認められない上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は当該期間について納付済みであり、当該期間の3か月間のみが未納となっているのは不自然である。

一方、申立期間①については、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和39年9月に払い出されており、このころに加入手続が行われたものと推認され、この時点では申立期間①の一部は時効により納付できない期間となる。

また、申立人は、申立期間①について、当時の勤務先の社長の妹婿である社会保険事務所職員の勧めにより、さかのぼってまとめて国民年金保険料を納付

したと主張しているが、さかのぼって納付したとする時期が、国民年金に加入  
手続を行ったとする昭和39年ごろから厚生年金保険に加入した46年9月まで  
の間であるとしており、納付時期が曖昧である上、納付方法、納付金額等の記  
憶も無く、納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連  
資料（家計簿、確定申告等）は無い上、ほかに当該期間の保険料を納付してい  
たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭  
和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたも  
のと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和9年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年9月まで  
② 昭和37年10月から40年3月まで

私は、母が昭和35年の秋に自宅で、A町の同じ地区に住んでいた農協の職員に、50円か100円の国民年金保険料を支払ったことを記憶している。母は、当時、国民年金制度ができたので、家のことを手伝っていた私の将来のために国民年金保険料を納付すると言っていた。しかし、母が保険料を納付しているのを見たのは1回だけで、その時以外には母から国民年金に関する話を聞いたことは無い（申立期間①）。

その後、私は、昭和37年※月に結婚してB市へ転居したが、すぐには国民年金保険料を納付していなかった。しかし、39年ごろ、私は、自宅に来たどこかの役所の職員に、私と夫の保険料が未納であるのでさかのぼって納付するようにと説明を受けた。私は、夫と相談した上で、夫婦二人分の保険料を後日再訪した上記の職員に2、3回に分けて納付した。保険料がいくらだったのかは記憶していない（申立期間②）。

結婚までの国民年金保険料は母が納付していたはずだし、結婚後の保険料は自分でさかのぼって納付したはずなので、未納期間があることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人は、自身の保険料について、申立期間②の直後の昭和40年4月以降に未納は無い上、夫の保険料についても同年4月以降の国民年金加入期間に未納は無く、納付意識が高いことがうかがわれる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立期間②のうち、昭和39年4月から40年3月までの期間については、申立人の夫の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。

さらに、申立期間②の後の昭和42年度から47年度における申立人とその夫の国民年金手帳の検認記録を見ると、保険料の納付日が夫婦同日であることが確認でき、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の主張の信ぴょう性は高い。

これらのことから、申立人は、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料について、夫と同様に納付していたと考えるのが自然である。

- 2 一方、申立期間②のうち、昭和37年10月から39年3月までの国民年金保険料については、申立人は夫婦二人分の保険料を一緒に過去にさかのぼって納付していたと主張しているところ、社会保険事務所の記録によると、申立人の夫は、42年ごろに国民年金に加入していることが確認できるため、さかのぼって納付したとする時期は42年ごろだとみられる。このため、当該期間の保険料については時効により過年度納付することができなかったものと考えられ、納付していたものとは認められない。

また、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 申立期間①については、申立人は、母親が保険料を納付していたのを見たのは1回だけであるとしており、母親が当該期間に係る申立人の保険料を継続して納付していた状況が不明である。

また、国民年金制度の発足により保険料の納付が可能となったのは昭和36年4月分以降の保険料であり、35年の秋に母親が保険料を納付したとする申立人の主張は、制度上の取扱いと一致しない。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親は既に亡くなっており、具体的な納付状況を確認できない上、申立人は当該期間に係る保険料の納付に関わっていないため、当時の納付状況が不明である。

加えて、申立人の母親が申立期間①に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間について国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格取得日に係る記録を昭和35年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年6月1日まで

私は、昭和34年3月2日にA社に入社して以降、37年4月20日に退職するまでの間、継続して同社において勤務していたが、35年4月1日付けでB工場から本社C部に異動した際の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和34年3月2日から37年4月20日に退職するまでの間、A社において継続して勤務していたとしているところ、同社によると、申立期間当時の人事記録及び厚生年金保険に関する資料を既に廃棄していることから詳細については不明であるものの、申立人の申立期間前後における勤務状況についての主張などから、申立人は申立期間においても継続して勤務し、厚生年金保険料を控除していたものと思料するとしている。

また、申立人は、昭和35年4月1日付けでB工場から本社C部に異動した旨を主張しているところ、当時、本社に勤務していた同僚は、「35年4月ごろにC部に異動してきた記憶がある。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和35年4月1日に同社B工場から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社本社に係る昭和35年6月の

社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、資格取得日を昭和35年4月1日とすべきところ、同年6月1日として届け出たため、空白期間が生じたことが考えられるとしていることから、事業主が同年6月1日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月及び5月分の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和57年10月21日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和55年8月27日から56年2月28日まで  
② 昭和57年10月21日から58年7月18日まで

私の所持している給与明細のとおり、申立期間①のB社では標準報酬月額が相違しており、報酬よりも低い等級で取り扱われており、申立期間②のA社では同じく標準報酬が相違しているほか、1か月間であるが被保険者期間も相違している。また、前回あっせんされたC社に申立期間②のA社での標準報酬月額(低く資格取得されたもの)が漏洩した疑惑が拭いきれない。改ざん事件がおきたのではないかと調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持しているA社に係る給料支払明細書から、申立人は、申立期間②のうち、昭和57年10月21日から同年11月1日までの期間(57年10月分)に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和57年11月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。



また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立人は申立期間①及び②の期間中の標準報酬月額が相違していると主張しているが、申立期間①及び②（昭和57年10月21日から同年11月1日までの期間を除く。）の標準報酬月額については、申立人の所持する給料支払明細書を確認したところ、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額から算定した厚生年金保険料額を超えて控除されている月が無いことから、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年5月から同年7月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における資格取得日に係る記録を同年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年8月1日に訂正し、同年5月から同年7月までの標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年6月1日から41年4月1日まで  
② 昭和41年8月11日から同年10月31日まで  
③ 昭和41年11月5日から42年8月1日まで

B社の勤務期間があまりにも短く、またA社に関して事実と異なるので調査をお願いします。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間③については、商業法人登記簿により、申立てに係る事業所であるA社は、昭和42年4月14日に法人登記を行い、同年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、当該期間は同社の厚生年金保険適用前の期間である。

しかしながら、申立人はA社が発行したと推認できる昭和42年5月分の給与明細書及び年月は不明ながら同様式の破損した給与明細書を所持しており、当該明細書に厚生年金保険料の控除額が記載されている。また、同社が厚生年金保険の適用事業所となった同年8月1日において厚生年金保険を取得している者が18人確認できるところ、二人の元同僚は申立人が申立期間において勤務していたことを記憶している。

また、元同僚は、「昭和42年1月ごろ、前の会社を退職し、直後の寒い時期に入社した。入社当時、10人以上の社員がいた。」、「前の会社を42年4月20日に退職し、直後に入社した。15人くらいの社員がいた。」とそ

れぞれ証言している上、元同僚一人を含む複数の元従業員は、「同様の給与明細書をもらっていた。」旨の証言をしている。

これらのことから、申立人はA社の新規適用前の期間において勤務しており、同事業所は厚生年金保険の強制適用事業所となるべき期間であったものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和42年5月から同年7月までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和41年11月5日から42年4月までの期間については、申立人が他に所持する様式の異なる2通の給与明細書（年月は不明であるが、厚生年金保険料の控除額は記載されている。）が、申立てに係る事業所を退職後に勤務したC社における複数の元従業員の証言により、同社の給与明細書であることが推認できる上、A社は既に廃業しており、事業主も亡くなっていることから、当時の状況について確認することができない。

また、昭和42年5月から同年7月までの標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年8月1日であるため、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月以前（5月から7月まで）の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間のうち、申立期間①及び②については、複数の元同僚の証言から、申立人がB社に勤務していたことは推認できるが、同社は既に廃業しており、申立人が勤務していた期間は特定できない上、申立期間における申立人に係る雇用保険加入記録についても、昭和41年4月1日に資格取得、同年8月10日に資格喪失の記録が確認でき、社会保険庁が保管する厚生年金保険の記録とおおむね一致する。

また、社会保険庁のオンライン記録により、申立人が入社したとされる昭和40年当時の健康保険被保険者証の整理番号に欠番は無く、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月21日から同年6月1日まで

私は、昭和35年4月1日にA社に入社し、平成9年4月20日定年退職するまで勤務したが、社会保険事務所の記録では、関連会社のC社に出向した際の昭和39年5月21日から同年6月1日までの期間が欠落しており、厚生年金保険の被保険者期間が1か月不足していることについて納得できないので、調査の上、記録を修正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所であるA社から提出された労働者名簿により、申立人は、昭和39年4月21日から44年7月1日まで、関連会社であるC社に出向したことが確認できるが、A社は、出向期間中も、出向先で厚生年金保険に加入するまでは、A社において、社会保険は適用されていたと回答している上、雇用保険の記録においても、A社において、継続して勤務（昭和35年4月1日取得、平成9年4月20日離職）していることが確認できることから、申立人は、A社及びC社において継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和39年4月の社会保険事務所の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情

は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、平成17年12月29日に支給された賞与に係る標準賞与額を9万5,000円に、また、18年8月11日に支給された賞与に係る標準賞与額を4万円から5万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月29日  
② 平成18年8月11日

平成17年12月29日に支給された賞与から厚生年金保険料を控除されたが、標準賞与額の記録が無く、18年8月11日に支給された標準賞与額が低く手続されています。確認できる資料を添付しますので、標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び申立てに係る事業所であるA社から提出された給与・賞与支払実績一覧表から、申立人は、賞与として、申立期間①については10万円、申立期間②については5万円を支給されていることが確認できる。

しかしながら、社会保険事務所が保管する申立期間①に支給された賞与に係る厚生年金保険賞与支払届には、申立人の記載は無く、また、申立期間②に支給された賞与に係る厚生年金保険賞与支払届には、申立人の標準賞与額は4万円と記載されていることが確認できる。

また、標準賞与額については、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記

録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の実際に支給された賞与等の金額から 1,000 円未満を切り捨てた額である標準賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

以上のことから、申立人から提出された給料支払明細書及び申立てに係る事業所である A 社から提出された給与・賞与支払実績一覧表を見ると、申立期間①及び②に係る賞与において、厚生年金保険料を控除されていることが確認でき、同明細書及び同実績一覧表の控除額から、申立期間①については 9 万 5,000 円、申立期間②については 5 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立期間①については、事業主が行った申立期間①に係る賞与支払届において、申立人に係る届出がされていないこと、申立期間②については、事業主が行った申立期間②に係る賞与支払届において、4 万円と届け出られていることが確認できることから、社会保険事務所は、支払われた賞与分の厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和38年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月30日から同年6月1日まで  
昭和31年6月16日に入社し、平成10年2月16日に退職した。A社企業年金では、私が申立期間に在籍していたことを認めている。会社と相談の上、良い方向に決めて頂きたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の事業所回答文書、健康保険組合被保険者記録及び雇用保険被保険者記録により、申立人が同社に昭和31年6月16日から平成10年2月15日まで継続して勤務し（38年6月1日に同社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場に係る昭和38年5月の社会保険事務所の記録から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明であるとしており、これを確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。



## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和35年4月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、かつ、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は同年10月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年4月1日から同年10月1日まで

学校を卒業後、叔父を頼ってA社に入社しました。半年後、会社の体制組織変更があり、下請が独立することとなり、私はB社に移籍するよういわれました。A社の記録が無いのはおかしい。調査願います。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社に係る被保険者名簿を見ると、申立人は昭和35年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同日に同資格を喪失と記載されているにもかかわらず、同年10月1日付けで算定基礎による標準報酬月額変更記録が記載されている。

また、社会保険事務所が保管するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者得喪処理表を見ると、被保険者資格喪失者の番号記載欄の申立人の整理番号である143番は、昭和35年10月31日付けで、資格喪失処理されていることが確認できる。

さらに、複数の元同僚は、申立人が申立期間にA社において勤務した後、B社に転籍したと証言している上、当該証言のとおり、申立人は昭和35年10月1日からB社において厚生年金保険の加入記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和35年4月1日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、社会保険事務所の記録から、事

業主は、申立人がA社において昭和35年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、申立人の同社における資格喪失日については、元同僚の供述を踏まえ判断すると、同年10月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る昭和35年4月の社会保険事務所の記録から、6,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和40年3月21日から同年4月1日までの期間及び45年9月30日から同年10月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社本社における資格喪失日及び同社B支店における資格取得日に係る記録を40年3月21日に訂正し、同年3月の標準報酬月額を3万6,000円とするとともに、同社B支店における資格喪失日を45年10月1日に訂正し、同年9月の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る昭和40年3月21日から同年4月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否か明らかでない認められ、また、申立人に係る45年9月30日から同年10月1日までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年3月21日から同年4月1日まで  
② 昭和40年3月23日から同年4月1日まで  
③ 昭和45年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和28年3月21日に入社し、平成5年5月21日の定年退職までの間、継続してA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立期間②及び③については、A社の既退職者データ及び公共職業安定所の雇用保険被保険者記録から、申立人は、昭和28年3月21日から定年退職となる平成5年5月21日までの間、同社に継続して勤務し（昭和28年3月21日に採用され同社C工場に配属、40年3月21日に同社本社から同社B支店に異動及び45年10月1日に同社B支社から同社本社に異動）、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る昭和40年4月の社会保険事務所の記録から、同年3月を3万6,000円、同社B支店に係る45年9月の社会保険事務所の記録から、同年9月を9万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、人事記録が確認できる元従業員のうち、申立人と同様、昭和28年3月21日にA社において採用されたことが確認できる者は9人いるところ、これらの者に係る社会保険庁の記録を見ると、全員が28年4月1日付けで厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。また、当該元従業員の人事記録の中には、「4月1日厚生年金資格取得」との記載があるものが確認できる。

これらのことから、A社は、申立人と同年に採用した従業員については、昭和28年3月21日付けで採用したものの、厚生年金保険の被保険者資格を同年4月1日付けで取得させていたものと推認でき、当該期間においては厚生年金保険の被保険者でなかったことがうかがえることから、当該期間においては事業主より給与から厚生年金保険料が控除されていたものと認めることはできない。

なお、②の期間において、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものと思料するとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、②の期間について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いため、行ったとは認められない。

一方、③の期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したものと思料するとしているが、事業主が資格喪失日を45年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年9月30日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年7月から61年3月まで

私は、昭和56年3月に夫の仕事の事情によりA市に転居し、直ちに、市役所で、国民年金の任意加入手続を行った。国民年金保険料の納付については、納付書か、自宅への集金により納付していた。未納期間が無いように納付を続けてきたのに、33か月間という長期の未納期間があると知らされた。このことについて、役所の記録では任意で国民年金保険料の納付をやめたこととなっていると言われたが、私にはその記憶が全く無く、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管している国民年金被保険者原票には、昭和58年7月1日付けで資格喪失とされている上、申立人が所持する国民年金手帳においても、同日付けで資格喪失と記載されており、このころに資格喪失の手続が行われたものと推認される。

また、A市の収滞納一覧によれば、申立人が被保険者資格を喪失したのは昭和58年7月で、その事務処理が翌月の8月に行われた記録となっており、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月から同年9月まで  
平成19年夏ごろ、社会保険事務所で年金記録について照会したところ、申立期間の未納が分かった。

当時はA市に在住していたが、前の職場で退職したら国民年金に加入しないといけなと言われており、会社を退職し、次の仕事を探している際に夫婦共に忙しく、国民年金の加入手続きができずにいたところ、A市の職場で勤務していた前職の人が市役所に連絡してくれたらしく、集金人が自宅に来たので妻が3か月分の保険料を納付し、領収書もらった。その領収書は今では無いが、申立期間の保険料は確かに納付したのに未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年7月に会社を退職し、次の就職先を探している時に集金人が一度だけ自宅に来たとしており、申立人の妻が申立人の国民年金保険料の3か月分約1万円を集金人に納付したとしている。しかしながら、申立人及びその妻は、国民年金保険料を納付した集金人から国民年金手帳を受け取らなかったとしており、国民年金の加入手続き及び喪失手続きを行った記憶も無いとしている。

また、申立人が現在所持する年金手帳には、厚生年金保険被保険者番号のみが記載され、国民年金被保険者番号の記載は無く、申立人には、別の年金手帳を所持していたとする記憶も無い。

さらに、社会保険庁において、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人が国民年金に加入し国民年金保険料を納付していたとする記録は見当たらない上、市役所においても、申立人が国民年金に加入していたとす

る記録及び保険料の納付記録は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から41年9月までの期間、43年9月から45年8月までの期間及び47年6月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から41年9月まで  
② 昭和43年9月から45年8月まで  
③ 昭和47年6月から同年11月まで

私は、昭和41年2月に会社を退職した後、親に促されて市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。納付用紙をもらったが、当時、手持ちのお金がなかったので、親からお金を出してもらって近くの金融機関で納付した。それ以降、会社を退職するたびに、同じように、国民健康保険と国民年金の手続のため、市役所に行って納付用紙をもらい、近くの金融機関か市庁舎にある金融機関の窓口で納付してきた。

申立期間のずっと後、昭和62年度は会社に勤務していたので国民健康保険と国民年金の手続には行かず保険料を納付していないが、これ以外の期間は、すべて納付しているはずなので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年1月に申立人の父親と連番で払い出されており、申立人の父親は同年1月23日に国民年金の任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できるため、申立人は同日に国民年金への加入手続を行ったものと推認される。このため、申立人が申立期間①から③までに係る国民年金保険料を納付するためには、申立期間①の始期である41年2月ごろに上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていなければならないが、これが払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。



また、申立期間①及び②については、市役所によると、当時の国民年金保険料の収納方法は国民年金手帳を使用した印紙検認による収納であり、金融機関で納付することができる納付書は発行していなかったとしており、同市役所近く又は庁舎内の金融機関で納付したとする申立人の主張と一致しない。

さらに、申立人が申立期間①から③までに係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立人の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から52年10月まで

私は、昭和45年ごろに夫や両親に勧められ、自分で市役所において国民年金の任意加入手続を行ったと記憶している。

昭和43年1月から加入手続を行った45年ごろまでの国民年金保険料については、どの様にして納付したか覚えていないが、加入手続後の保険料は、一時、ガスの集金人に納めた時期もあったが、毎月自宅に来る市役所の集金人に納め、不在にする時は、近所の人に保険料を預けて未納無く納め続けたと記憶しており、未加入期間とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年ごろ、市役所において国民年金の任意加入手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年12月28日に払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が申立人に対して払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらない。

また、市役所の国民年金被保険者名簿を見ると、申立人が昭和52年11月7日に国民年金の任意加入手続を行い、同日付けで国民年金任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、社会保険庁の国民年金被保険者台帳及び申立人が国民年金の加入手続を行った際に交付されたとするオレンジ色の国民年金手帳に記載された資格取得年月日と一致する。

さらに、社会保険庁及び市役所によると、申立人が国民年金の任意加入手続を行った際に交付されたとするオレンジ色の国民年金手帳は、昭和50年度ごろから使用を開始したものであり、昭和45年ごろに交付することは無いとしている上、任意加入の被保険者資格取得日以前の国民年金保険料を申立人から

徴収していたとは考え難いとしており、ガスの集金人が国民年金保険料の徴収を行うことも無かったとしている。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年3月までの期間、45年4月から46年3月までの期間及び55年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から39年3月まで  
② 昭和45年4月から46年3月まで  
③ 昭和55年1月から56年3月まで

私は、昭和30年ごろから、亡夫と内縁関係にあり、同居していた。私の国民年金の加入手続、国民年金保険料の納付は、夫が自分の分と一緒にしてくれていた。保険料の納付は、市役所の窓口又は金融機関で行っていたと記憶している。申立期間①のころ、夫は病気を患っており、収入が安定しない時期もあったが、近くに住んでいた私の父から援助を受けながら生計を立てていた。昭和40年ごろから、自宅で自営業を始め、昭和43年には転居し、会社を起業した。夫は私に、「未納になっている期間について市から督促や指導があったので、経済的に余裕がある時に納付した。」と何度も話してくれた。どんなに生活が苦しくても生活保護などの申請もしなかった夫が、保険料を納付していないとは考えられない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自分自身の国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をすべて行っていたとする申立人の夫は亡くなっているため、保険料の納付状況等の詳細が不明である。

また、申立人の夫が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、申立期間①については、当時は夫の病気により収入が不安定だったとする申立人の証言がある上、社会保険庁の記録により、夫婦共に当該期間の前後に未納期間や申請免除の期間が確認できることから、経済的に保険料の納

付が困難な時期であったとみられる。申立人は、夫が、「経済的に余裕がある時に過去にさかのぼって保険料を納付した。」と言っていたと主張しているが、さかのぼって納付した時期、納付方法等、当該期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間②及び③については、申立人の夫の保険料も未納とされており、夫婦二人分の保険料を夫が納付していたとする申立人の主張と一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から51年3月まで

私は、昭和58年4月からA社に勤務し厚生年金保険に加入したが、それまでは、実家で家事手伝いをしながら学校に通っていた。

当初、国民年金には未加入だったが、ある時、父親が、「今なら過去の未納分をさかのぼって納付できるというので、全部納めておいたよ。」と話していたのを覚えている。その時期や父が納付した金額については忘れてしまったが、国民年金の加入手続も、父親か父親の部下がしてくれたと思う。

ねんきん特別便が届いて、初めて12年間もの未納期間があることを知ったが、父はすべて納付してくれたはずなので、これには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自ら国民年金の加入手続、特例納付の手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、これらの手続を行っていたとする申立人の父親は既に亡くなっており、その当時の部下も把握できないため、申立期間の保険料の納付状況が確認できない。また、申立期間に係る保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は昭和53年7月ごろに国民年金に加入したこと、このころに51年4月までさかのぼって保険料を過年度納付したこと、及び36年4月から39年3月までの3年分の保険料を特例納付したことが確認できる。加えて、申立人が51年4月から60歳に達するまでの間に保険料を完納したとしても納付月数が不足して年金受給資格を取得できない状況にあったことを考え合わせると、申立人の父親は、申立人の国民年金の加入手続を行った際に、申立人が年金受給資格を取得するのに必要な3年の期間に限って特例納付を行い、それに続く12年間の申立期間については特例納付しなかったものとするのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月まで

私は、夫は高齢で国民年金に加入できなかつたので、私のみ昭和36年4月から国民年金に加入し、男性職員が毎月、国民年金保険料を集金に来ていました。息子の就職が、同年3月だったので、よく覚えています。当時、店を開業していて経営も安定していたのに、未納となっていることに納得できません。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、国民年金保険料を集金人に納付していたとしているものの、国民年金の加入手続及び納付に関する記憶が明確でない上、申立期間当時の年金手帳の所持に係る記憶も薄く、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は、申立期間の直後の昭和39年1月から41年9月までの期間、厚生年金保険に加入しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月ごろに払い出されていることが推認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 兵庫国民年金 事案 1087

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年1月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年1月から47年3月まで  
申立期間の当時、私は専業主婦で、乳離れしていない子供がいたものの、A市の職員から、専業主婦も国民年金に加入しなければならないと勧奨されたことから、国民年金に加入したと記憶している。どのように加入を行ったのか詳しく覚えていないが、国民年金保険料は納付書に現金を添えて、おそらく郵便局で納付した。申立期間について未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年1月にB市からA市へ転居し、A市役所の職員から国民年金の加入勧奨を受けた記憶があり、国民年金保険料は納付書に現金を添えて納付したと供述しているが、申立人は、A市役所で国民年金に関する手続きを行った記憶は無いとしている上、A市によると、国民年金保険料の収納方式については、申立人がA市に転居してきた昭和44年度までは、国民年金手帳を使用した印紙検認方式であったとしており、申立人の主張と一致しない。

また、申立人は、昭和45年10月にA市C町から同市D町へ転居したとしているが、申立人に係る社会保険庁の被保険者原票を見ると、申立人が同年10月に転居したとする同市D町の住所の記載は無く、この時点以降に社会保険事務所から同市D町の住所地に納付書が届いていたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から50年7月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から50年7月まで

私は、昭和48年4月から国民年金保険料が口座振替になるという通知があったので、口座振替と付加納付の手続を同時に銀行で行った。

また、その手続書類、及び付加保険料を含む国民年金保険料の引き落としがされた銀行通帳を夫婦共に確認していたが、昭和62年に年金記録を社会保険事務所で照会したところ、年金の納付記録が無いことが分かった。

それから、年金記録の回復を訴え続けて認められた期間があるものの、昭和48年4月から50年7月までの付加保険料については、証拠が無いという理由で認められなかったため、第三者委員会に申立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年に付加保険料納付の手続を行ったとしているが、申立人が所持している国民年金手帳及び市の記録によると、51年10月4日に付加納付の手続をしていることが確認でき、それ以前に付加保険料納付の手続を行っていたとする周辺事情がうかがえない。

また、申立人は金融機関で口座振替及び付加保険料納付の手続を行ったとしているが、市によると、付加保険料納付の手続は金融機関ではできないとしており、市役所及び金融機関の双方が、定額保険料と付加保険料の納付記録のうち、付加保険料のみの口座振替の記録を28か月間も漏らしていたとは考え難い。

さらに、申立人が付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から39年3月まで

昭和39年ごろ、私の妻は、自宅に来た市役所の職員から、私と妻の国民年金保険料が未納であるのでさかのぼって納付するようにと説明を受けた。夫婦で相談した結果、妻は、夫婦二人分の保険料を後日再訪した上記の職員に2、3回に分けて納付した。

納付した保険料額は記憶していないが、妻は確かに保険料をさかのぼって納付していたので、納付記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年ごろに申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は42年7月5日に払い出されていることが確認できる上、申立人は、42年4月1日発行の国民年金手帳を所持しており、このころに国民年金に加入したものと考えられる。この時点では、申立期間の保険料は時効により納付できない上、39年ごろに上記とは別の国民年金手帳記号番号の払出し及び国民年金手帳の発行があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人の妻についても、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが確認でき、申立人の妻が申立期間に係る申立人の国民年金保険料を納付していたとは認め難い。

さらに、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月ごろから34年2月ごろまで  
夫が年金を受給し始める時に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社で勤務していた期間の記録が欠落していた。

社会保険事務所で、「A社は昭和35年3月1日から厚生年金保険の適用事業所になっている。」との説明を受けたが、夫は退職後に失業保険を受けており、当時は厚生年金保険に未加入であると失業保険に加入できなかった時期であるので、会社は厚生年金保険に加入していたはずだ。夫がA社に在籍していた期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言から、申立人が申立期間の一部についてA社に在籍していたことは推認できるものの、社会保険事務所の記録によると、同社は、申立期間より後の昭和35年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる。

また、A社の元従業員は、「私は昭和32年2月ごろから41年まで勤務していた。妻が私の給与明細書をすべて保管していたので、私が年金の裁定請求を行った際、妻は私の厚生年金保険加入記録と給与明細書を照合して厚生年金保険料が控除されている期間に間違いが無いか確認したが、同社に勤務していた期間についておかしな点は無かったと言っていた。」と証言しているところ、同社の別の元従業員は、「私は33年12月ごろから35年7月まで同社に勤務していたが、入社当初は厚生年金保険に加入していなかったし、給与から厚生年金保険料も控除されていなかったと思う。」と証言しており、事業主は、同

社が厚生年金保険の適用事業所となるまでの間（申立期間を含む。）については、従業員給与から厚生年金保険料を控除していなかったものと推認される。

さらに、申立人の妻は、申立期間当時、厚生年金保険に未加入であると失業保険に加入できなかったとしているが、このような事実は確認できない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無い上、ほかに申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から20年8月31日まで  
私は昭和17年4月、A社に入社し、養成期間が過ぎて現場に配属され3交替勤務した。空襲で建物は倒壊、同僚は多数死亡し、職場がB市のC工場に移転した後、終戦まで勤務した。同僚で海軍に行った人は脱退手当金無しで厚生年金保険の被保険者期間が継続しているのに、最後まで銃後でがんばった私が、自分で意思表示していないのに脱退手当金が支払われているという記録には納得できない。記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の前後に記載されている被保険者のうち、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳に脱退手当金の支給記録がある10人(申立人を含む。)について調査したところ、脱退手当金の支給決定日が同一日(昭和21年11月19日に二人(申立人を含む。)、同年12月14日に5人)である事例が確認できる上、当時は通算年金制度創設前であることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、当時の脱退手当金の支給要件の一つが「厚生年金保険被保険者資格喪失後1年を経過」であったところ、申立期間に係る資格喪失日から約1年3か月後の昭和21年11月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月10日から29年5月1日まで  
② 昭和29年10月10日から31年10月10日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を調べてもらったところ、A社における厚生年金保険の被保険者期間の記録に一部漏れがあった。申立期間についても会社から健康保険証をもらっていたので、厚生年金保険の被保険者であったはずである。申立期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社及びA社は、同一事業主が経営していたが、厚生年金保険の新規適用日は、A社が昭和25年9月1日であるのに対し、B社は29年5月1日と異なっており、その後両社は同年7月1日に合併してC社となっていることが確認できる。

申立期間①については、元同僚の証言及び申立人の供述から、申立人はB社に勤務していたものと推認されるが、当該期間は同社が厚生年金保険の新規適用を受ける前の期間である上、申立人と同様に同社において昭和29年5月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した46人のうち、申立人を含む44人については、同日以前に別途、A社において被保険者資格を取得したとする記録も確認できない。また、C社には当時の関係書類が保管されていないため、当該期間に係る厚生年金保険料の控除の有無等について確認することができない。

申立期間②については、社会保険事務所が保管するC社に係る厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は確認できない上、当該名簿の健康保険記号番号に欠番は無く、記録に不自然な点はみられない。また、元同僚からも、当該期間において申立人がC社で勤務していたことをうかがわせる証言は得

られなかった。

さらに、申立人が、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、ほかに当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月 16 日から 51 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 46 年 2 月に A 社に入社し、52 年 10 月に退社するまでの間、継続して勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 2 月から 52 年 10 月までの間、A 社において継続して勤務していたとしているが、社会保険庁の同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、46 年 2 月 4 日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得したものの、50 年 8 月 16 日に資格喪失し、約半年後の 51 年 3 月 1 日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる上、再取得に際して別の健康保険記号番号が払い出されていることが確認でき、当該名簿に欠番等の不自然な記載は見当たらない。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録を見ると、社会保険庁の記録同様、申立期間については、申立人が雇用保険被保険者となっていないことが確認できる上、A 社によると、申立人に係る失業（雇用）保険被保険者資格取得確認通知書を 2 通保管しているとしており、最初の通知書を見ると、昭和 50 年 8 月 19 日に公共職業安定所が当該通知書を受付け、申立人に対して離職票を交付した旨の記載が確認できることから、申立人が申立期間についても同社において継続して勤務していたとは言い難い状況にある。

さらに、申立人同様、昭和 50 年 8 月 15 日に A 社を一旦退職した 8 人のうち、2 人によると、「オイルショック等により会社の経営状態が悪化し、一旦は離職したものの、暫くして復職した。」としており、ほかの 1 人も「理由についての記憶は無いものの、一旦離職したが、その後復職した。」としている上、社



会保険庁の記録によると、同年8月16日付けの同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失者は、申立人を含んで13人いることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無い上、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年9月12日から33年4月12日まで

私は、昭和26年3月から52年6月までの間、継続してA社に勤務していたが、社会保険庁の記録によると、申立期間の厚生年金保険被保険者期間が欠落しており納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和26年3月15日から52年6月1日までの間、A社B工場において、継続勤務していたとしているところ、申立人と同様の業務に従事していた3人の元同僚によると、勤務期間は定かでないものの、確かに申立人は、同社において勤務していたとしており、申立人が同社において勤務していたことは認められる。

しかしながら、社会保険庁のA社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人は、昭和26年3月15日に同社における厚生年金保険被保険者資格を取得したものの、30年9月12日に資格喪失し、約2年半後の33年4月12日に再度被保険者資格を取得していることが確認できる上、再取得に際して別の健康保険記号番号が払い出されていることが確認でき、当該名簿に欠番等の不自然な記載は見当たらない。

また、公共職業安定所の雇用保険被保険者記録を見ると、社会保険庁の記録同様、申立人が昭和33年4月12日にA社B工場における雇用保険被保険者資格を取得していることが確認でき、公共職業安定所の記録においても申立人が申立期間に同社において継続して勤務していたとは言い難い状況にある。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料(給与明細書、源泉徴収票等)は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 5 月 11 日から同年 8 月 15 日まで  
② 平成 7 年 1 月 16 日から同年 2 月 28 日まで

私は、平成 3 年 5 月 11 日に A 社に入社後、正社員として B 社内の店舗で勤務し、同年夏に「C 店」（D 市）に転勤した。試用期間があるとは聞いておらず、①の期間も確かに勤務していたので厚生年金保険に加入していたはずだ。また、震災により通勤困難となったが、上司の本部長に「本人が辞めると言うまで在職扱いにしておく。」と言われ、同年 2 月末に退職の意思を伝えたため、②の期間についても厚生年金保険被保険者であったと思っていた。調査の上、申立期間①及び②の厚生年金保険被保険者記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、元同僚の証言及び申立人が保管する B 社発行の身分証明書から、申立人が平成 3 年 5 月 11 日から A 社に勤務していたことは推認できるが、元事業主は、「従業員全員ではないが、特に若い人はすぐ辞めることが多いため試用期間を 2 か月から 3 か月くらい設けていた。試用期間終了後、厚生年金保険に加入させた後、給与から保険料を引いていた。」と証言している。

また、申立人の元上司は、申立期間当時、正社員でも仕事が続かない人も多いため試用期間を設けていたと証言している。

さらに、A 社においては、平成 3 年 8 月 16 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している者が申立人を含めて 4 人いることが確認できるところ、そのうちの一人で同年 6 月ごろに入社した申立人の元同僚によると、「申立人より少し後にパート社員として入社したが、厚生年金保険料は給与から引か

れていなかった。2か月くらいしてから正社員になるよう店長に薦められ正社員となり、厚生年金保険に加入した。その後別の同僚E（7月ごろ入社、F市在住、パート社員）、その姉G（8月ごろ入社）、同僚H（8月ごろ入社）の順に入社した。」と証言しているが、入社後すぐに退職したGの被保険者記録は無いことから、同社では、一定の試用期間を経た社員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

- 2 申立期間②については、申立人は、「震災の発生前々日まで仕事をし、前日は公休だった。その後は同震災により家が壊れ、交通機関も不便になり、通勤が困難になったため出勤していない。平成7年1月及び同年2月の厚生年金保険料は会社から請求されていないため支払っていない。」としている。

また、申立人は、平成7年2月下旬に退職の意思を事業主に伝えたとしているが、社会保険庁の記録によると、申立人に係る被保険者資格喪失（同年1月16日）の処理は、翌月の2月20日に行われており、資格喪失の事務処理に不自然な点はみられない。

- 3 このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年ごろから56年ごろまで

私が経営していたA社は、B社の下請けであったので、社会保険には加入してはいたはずである。当時、事務担当者が、社会保険事務所へよく行っていたのを覚えている。申立期間と重複して国民年金保険料を納付した期間があるかもしれないが、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

法人登記簿謄本により、申立人がA社の代表取締役であったことは確認できるものの、社会保険事務所の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できない。

また、申立人は、社会保険関係等の手続については、すべて事務担当者に任せていたため、詳細については分からないとしている。

さらに、申立人については、申立期間の一部（昭和39年2月から51年3月までの期間、51年6月から同年12月までの期間及び52年4月から同年9月までの期間）に国民年金保険料の納付記録が確認できる上、56年にA社が倒産するまでの事務担当者であり、社会保険の手続も担当していたと申立人が主張する元従業員についても、50年に同社に入社後、60歳になる54年12月まで国民年金保険料を納付し、その後も厚生年金保険に加入していないことが確認できることから、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月 2 日から 59 年 11 月 1 日まで  
② 平成 11 年 2 月 16 日から同年 3 月 1 日まで

主人が平成 12 年 2 月 2 日に亡くなって、それまでの間、厚生年金保険料を払っていたにもかかわらず、遺族年金が出ないのはおかしいです。期間にも不備があると思います。調べてください。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に係る雇用保険加入記録により、A社において昭和 50 年 12 月 1 日から 59 年 9 月 1 日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は昭和 52 年 6 月 1 日に社会保険の全喪の届出をしており、厚生年金保険及び政府管掌健康保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる。また、当時の事業主は、「経営上の都合で、52 年 6 月 1 日において社会保険の加入をやめ、その後、健康保険はB国民健康保険組合に加入し、年金は各自で国民年金に加入するように説明をした。同年 6 月以降は厚生年金保険料を給料から控除していない。」と証言しており、元従業員も同様の証言をしている上、B国民健康保険組合によれば、同年 6 月 1 日から当該事業所が、同組合において新規加入している記録が確認できるとしている。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、申立人に係る雇用保険加入記録により、申立てに

係る事業所であるC社において平成11年1月1日に被保険者資格を新規取得しており、申立期間における勤務が確認できる。

一方で、当該事業所の直前に勤務していたD社において平成10年3月16日から11年2月16日まで被保険者資格を有していることが確認でき、11年1月1日から同年2月16日まで重複して雇用保険加入記録が確認できる。また、同社における雇用保険の被保険者記録は社会保険庁が保管する申立人の同社に係る厚生年金保険の被保険者記録と一致する。

しかしながら、C社は、平成11年1月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっているところ、同社に係る申立人を含めた全被保険者4人のうち、1人は健康保険整理番号1番で同日に厚生年金保険被保険者資格を新規取得しているものの、申立人を含む他の3人は、同年3月1日に同資格を新規取得（同整理番号※番から※番）しており、申立人は同整理番号※番であることが確認できる上、同名簿において、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、当時の事業主の所在は不明で連絡がとれない上、当時の事務担当者も所在が不明であることから、当時の勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 1 月から 44 年 9 月まで

私の夫は、昭和 39 年 1 月から 44 年 9 月まで、A 市にある B 社に勤務していた。従業員は事務員を入れて常時 5、6 人おり、休日は毎週金曜日で、早朝から深夜まで働き、給料は月 2 万円程度だった。

昭和 42 年 4 月からは、私も夫と共に B 社で働き始め、給料は 2 人で月 4 万円であったが、給与明細書をもらったことは一度も無かった。

事業主が、昭和 44 年 9 月に突然、辞めてくれと言って、私たち夫婦は辞めさせられた。夫婦 2 人でまじめに働き、何も悪いことをしていないのに、辞めさせられ、勤務していた期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。私たちの記録が無いのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

B 社の当時の事業主及び元同僚の証言により判断すると、申立人は申立期間ごろに同商店に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B 社の当時の事業主によると、厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかったとしている上、社会保険庁の記録においても、同商店が厚生年金保険の適用事業所であったとする記録は確認できない。

また、元同僚は、「給与から保険料は控除されておらず、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述しており、社会保険庁の記録においても、厚生年金保険の加入記録は確認できない。

さらに、申立期間当時、申立人と同様の職種であった元同僚についても、B



社に係る厚生年金保険の被保険者期間は無上、当該元同僚は、申立期間のうち、昭和42年1月から44年9月までについて、国民年金保険料を納付済みであることが確認できる。

加えて、申立人の妻は、昭和42年4月\*日に結婚式を挙げていたが入籍しておらず、子供を妊娠したときに、手元に保険証が無かったため、入籍の手続と同時に、A市役所で国民健康保険の加入手続を行ったとしているところ、戸籍謄本及び申立人の妻が所持する母子手帳において、43年3月\*日に入籍し、同年\*月\*日に長男を出産していることが確認でき、申立人の妻の証言と一致することから、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の妻は、厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたかどうかは不明であるとしている上、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 1 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 1 月 1 日から同年 11 月 1 日まで  
③ 昭和 37 年 12 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで

昭和 36 年 5 月 1 日から 41 年 10 月 1 日まで、A 社、B 社に勤めました。退職後に脱退手当金を請求したことになっていますが、私は請求していません。事実と違うため、第三者委員会にて事実確認を希望します。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険資格喪失日から約 4 か月後の昭和 42 年 2 月 2 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、社会保険事務所において、申立人に係る「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」が保管されている。

さらに、申立人は、申立てに係る事業所を退職後、国民年金の第 3 号被保険者制度の始まる昭和 61 年 4 月まで国民年金には加入しておらず、年金の加入期間を通算して確保しようとした意思はない。

加えて、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。